

香川大学医学部附属病院長選考基準

令和2年12月24日
国立大学法人香川大学長

香川大学医学部附属病院長選考規程第3条第2項の規定に基づき、香川大学医学部附属病院長選考基準を以下のとおり定める。

病院長には、人格が高潔で学識に優れ、強いリーダーシップと優れた経営手腕を持ち、以下に掲げる病院長に求められる資質・能力のすべての要件を満たし、かつ、香川県や香川県医師会等と連携し、地域医療への貢献及び香川大学の中期目標・中期計画（※）に掲げた事項について、継続的かつ確実に推進する姿勢と指導力が求められる。

【求められる資質及び能力】

1. 医師免許を有している者

2. 医療安全確保のために必要な資質・能力を有している者

高度かつ先端的な医療を提供する特定機能病院の管理者として、必要な医療安全管理業務の経験や、患者安全を第一に考える姿勢及び指導力を有すること。

* 医療安全管理業務の経験とは、以下のいずれかの業務に従事した経験をいう。

- ① 医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者又は医療機器安全管理責任者の業務
- ② 医療安全管理委員会の構成員としての業務
- ③ 医療安全管理部門における業務
- ④ その他上記に準ずる業務

3. 病院の管理運営上必要な資質・能力を有している者

本院又は本院に準ずる規模の他病院において、以下のいずれかの組織管理経験があり、高度な医療を司る特定機能病院の管理者として必要な資質・能力を有し、病院構成員の意見反映に留意しつつ、医療を取りまく様々な変化に適切に対応し、強いリーダーシップを持って病院経営にあたり、適正な管理運営ができること。

- ① 病院長又は副病院長の経験
- ② 診療科長又は診療施設等の長の経験

4. 教育研究及び診療に対する熱意と優れた業績を有している者

大学の医学系教員の経験があり、学識に優れ、医学教育、医学研究及び高度医療を担うことができる能力を有している者

香川大学の中期目標における「附属病院に関する目標」

(平成28年4月1日から令和4年3月31日までの6年間)

- 1 地域医療に貢献する人材及び優れた医療人を育成する。
- 2 先進医療や新たな医薬品の開発研究につながる臨床研究を実施する。
- 3 救急医療や離島医療等、香川県の保健医療計画に基づく地域医療ニーズを踏まえ、香川県等と連携して地域医療に取り組む。
- 4 安全で良質な医療環境を提供する。
- 5 病院経営の基盤を強化し、安定した病院運営を行う。

香川大学の中期計画における「附属病院に関する目標を達成するための措置」

(平成28年4月1日から令和4年3月31日までの6年間)

- 1 オリーブかがわ卒後臨床研修プログラムの継続実施やスキルスラボの活用等、卒前・卒後の一貫した教育・研修を行い、香川県内で活躍する医師を育成するとともに、卒後臨床研修後の医師に対する専門医資格取得をサポートするマネジメントセンターの活動や専門医養成プログラムの実施等、専門医研修体制を充実させる。
- 2 先進医療室の整備や、農学分野及び工学分野との連携会を定期的に開催するなど、先進医療推進体制を充実させるとともに、臨床研究支援センターに支援スタッフを配置し、臨床研究データの品質管理や臨床研究の実施状況調査・監視を行うなど、臨床研究支援体制を充実させる。
- 3 救急医療の拠点病院としての活動を行い、救命救急センター、心臓血管センター、総合周産期母子医療センター等の高度急性期医療機能連携を行い、重症救急患者受入体制を強化するとともに、患者情報共有システム（かがわ医療情報ネットワーク（K-MIX+））を活用し、香川県内中核病院とその他の医療機関との連携を強化するなど、地域医療の機能分担を促進する。
- 4 患者急変対応システム（Rapid Response System）の導入や医療安全に関する全体研修を年6回以上実施するなど、医療安全管理体制等を強化するとともに、更に安全で質の高い医療が受けられる病棟・外来・中央診療部門に改修するなど、病院再開発等を実施する。
- 5 安定した病院運営を行うため、調達・契約等の見直しによる経費削減を行うとともに、第2期中期目標期間に対して手術件数を10%程度増加させ、病院収入を3%程度増加させる。

医療法の規定

○医療法第10条

病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所が医業をなすものである場合は臨床研修等修了医師に、歯科医業をなすものである場合は臨床研修等修了歯科医師に、これを管理させなければならない。

2 病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所が、医業及び歯科医業を併せ行うものである場合は、それが主として医業を行うものであるときは臨床研修等修了医師に、主として歯科医業を行うものであるときは臨床研修等修了歯科医師に、これを管理させなければならない。

○医療法第10条の2

特定機能病院の開設者は、前条の規定により管理させる場合は、厚生労働省令で定めるところにより、第16条の3第1項各号に掲げる事項の実施その他の特定機能病院の管理及び運営に関する業務の遂行に関し必要な能力及び経験を有する者を管理者として選任しなければならない。

※2 医療法施行規則第6条の3第1項第7号の規定及び当該規定に係る通知に掲げられた業務の経験

○医療法施行規則第6条の3第1項第7号

法第4条の2第1項の規定により特定機能病院と称することについての承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(1～6 略)

7 管理者の医療に係る安全管理の業務の経験

○医療法の一部を改正する法律の一部の施行について（厚生省健康政策局長通知）

第1 特定機能病院に関する事項

2 承認手続等

(3) 平成28年改正省令による改正後の医療法施行規則第6条の3第1項第7号に規定する「管理者の医療に係る安全管理の業務の経験」とは、下記のいずれかの業務に従事した経験を有するものであること。

- ① 医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者の業務
- ② 医療安全管理委員会の構成員としての業務
- ③ 医療安全管理部門における業務
- ④ その他上記に準じる業務